

未来館基幹的設備改良工事
及び長期包括運營業務委託事業

審査講評

令和4年11月14日

事業者選定委員会

目 次

第1章 事業の概要	1
1 事業名称	1
2 対象となる公共施設の種類	1
3 公共施設の管理者の名称	1
4 事業目的	1
5 対象施設	1
6 事業内容	2
7 事業方式	2
8 事業期間	2
第2章 選定の方法	3
1 選定の方法	3
2 優先交渉権者の選定までの経過	3
3 優先交渉権者の選定手順	4
第3章 事業者選定委員会	5
1 事業者選定委員会の設置	5
2 事業者選定委員会の開催経過	6
第4章 審査手順	7
1 参加資格確認	7
2 基礎審査	7
3 総合評価	7
第5章 優先交渉権者の選定結果	10
1 参加資格確認	10
2 提案書類の基礎審査	10
3 技術評価の得点化	11
4 技術評価の講評	12
5 提案価格の得点化	14
6 総合評価値	14
第6章 総評	15

第1章 事業の概要

1 事業名称

未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業

2 対象となる公共施設の種類

一般廃棄物処理施設

3 公共施設の管理者の名称

伊佐北始良環境管理組合 管理者 橋本 欣也

4 事業目的

本組合の一般廃棄物処理施設である本施設は、焼却プラント及びリサイクルプラント（資源物回収施設）からなる施設で平成15年4月に供用開始している。

本施設のうち、焼却プラントについては、供用開始後に焼却方式の変更に伴う焼却設備部分の改造を行い、平成27年度以降は、ストーカ方式の全連続式焼却炉として稼働している。

また、平成25年3月より焼却プラントとリサイクルプラント（資源物回収施設）一体での長期包括運營業務委託を実施している。

令和4年度末に現事業の委託期間終了を迎えるにあたり、本組合では、今後も本施設の施設機能を適切かつ経済的に維持するため、「令和2年度未来館施設長寿命化総合計画」に基づき、循環型社会形成推進交付金制度を活用した基幹的設備改良工事を行うとともに、令和5年度以降についても長期包括運營業務委託を行うことを目的として本事業を実施する。

5 対象施設

(1) 焼却プラント

供用開始：平成15年4月

(平成26年～平成27年改造：ガス溶融炉⇒ストーカ炉)

施設規模：40 t/日×2炉=80 t/日

処理方式：ストーカ式焼却炉

(2) リサイクルプラント（資源物回収施設）

供用開始：平成15年4月

施設規模：19 t/日（5時間）

粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン 14.57 t/日

缶類・びん類処理ライン 1.50 t/日

ペットボトル処理ライン 0.06 t/日

その他プラスチック処理ライン 2.87 t/日

処理方式：

粗大ごみ・不燃ごみ処理ライン	粗破碎＋回転式破碎
可燃性ごみ処理ライン	機械せん断
缶類・びん類処理ライン	破袋＋磁選＋アルミ選＋圧縮＋色選
ペットボトル処理ライン	破袋＋圧縮・梱包
その他プラスチック処理ライン	圧縮・梱包

6 事業内容

(1) 基幹的設備改良工事の実施

本組合が策定した「令和2年度未来館施設長寿命化総合計画」に基づき、本施設の基幹的設備改良工事を実施する。

なお、本事業における設計・施工業務については、循環型社会形成推進交付金（交付金1/3）の対象事業として実施する予定であり、交付要件を満たすため、当該改良工事を通じて施設の稼働に必要なエネルギーの消費に伴い排出される二酸化炭素排出量を焼却プラントが3%以上、リサイクルプラント（資源物回収施設）が3%以上削減することとする。

(2) 長期包括運營業務委託の実施

本事業における運營業務については、構成市町が収集する可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、資源ごみ等及び管内住民が直接搬入するごみ、構成市町の許可業者が搬入するごみ等の処理を行うため、本施設の受付管理業務、運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務、その他関連業務等を実施する。

7 事業方式

本事業は、本施設の設計・施工及び運営に係る業務を事業者が一括して行う DBO（Design：設計、Build：施工、Operate：運営）方式により実施する。

8 事業期間

(1) 事業期間

事業期間：契約締結日から令和15年3月31日まで

(2) 設計・施工業務

基幹的設備改良工事期間：契約締結日から令和7年3月31日まで

(3) 運營業務

運營業務準備期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

長期包括運營業務委託期間：令和5年4月1日から令和15年3月31日まで

第2章 選定の方法

1 選定の方法

選定の方法は、公平性及び透明性の確保、事業者における本組合のニーズの理解促進、事業者の創意工夫を発揮した提案の確保等の観点から、公募型プロポーザル方式により実施した。

2 優先交渉権者の選定までの経過

優先交渉権者の選定までの経過は、表1のとおりである。

表1 優先交渉権者の選定までの経過

日付	内容
令和4年4月6日(水)	募集要項等の公表
令和4年4月20日(水)	応募者の参加資格に関する質問の受付締切
令和4年5月11日(水)	応募者の参加資格に関する質問に対する回答公表
令和4年5月25日(水)	参加表明書及び参加資格審査申請書の受付締切
令和4年6月8日(水)	資格審査結果の通知
令和4年6月22日(水)	募集要項等に関する質問の受付締切
令和4年7月6日(水)	募集要項等に関する質問に対する回答公表
令和4年9月9日(金)	提案書類の受付締切
令和4年10月25日(火)	資格審査通過者によるプレゼンテーション及び資格審査通過者へのヒアリングの実施
	優先交渉権者の選定

3 優先交渉権者の選定手順

下記に示すフローで、優先交渉権者の選定を実施した。

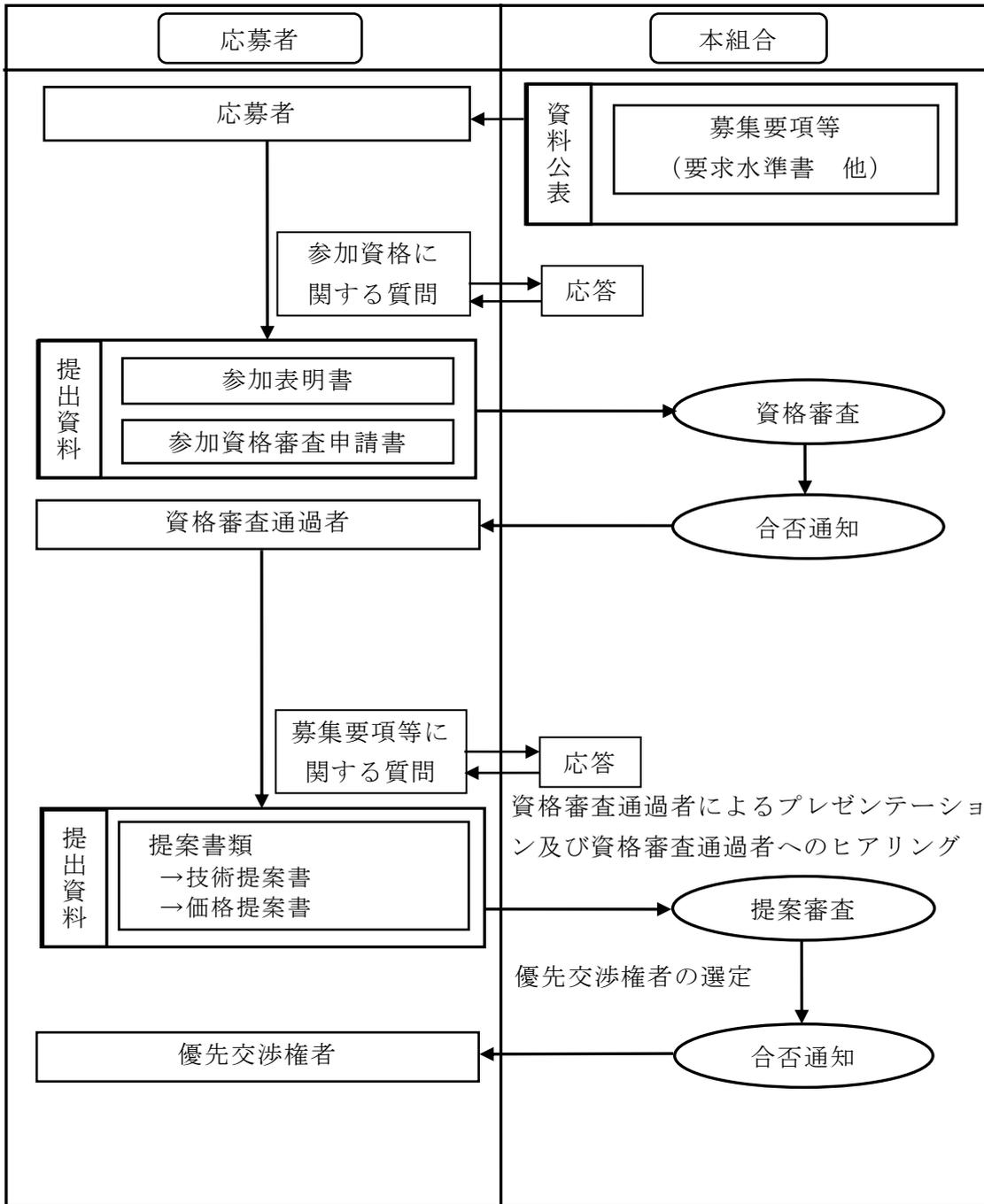


図1 優先交渉権者の選定フロー

第3章 事業者選定委員会

1 事業者選定委員会の設置

本組合は、事業者の選定を公正かつ適正に選定するため、未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業に係る伊佐北始良環境管理組合事業者選定委員会設置要綱（以下「選定委員会設置要綱」という。）に基づき、本事業に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置した。

また、本組合は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項の規定に準じ、学識経験を有する者より意見聴取を実施した。

選定委員会は、選定委員会設置要綱第3条に基づき、次の7名の委員で構成している。

委員長	組合副管理者
副委員長	伊佐市環境政策課長
委員	伊佐市財政課長
委員	霧島市環境衛生課長
委員	霧島市財政課長
委員	湧水町住民税務課長
委員	湧水町企画財政課長

2 事業者選定委員会の開催経過

本事業における事業者選定委員会の開催経過は、表2のとおりである。

表2 事業者選定委員会の開催経過

回数	日付	内容
第1回	令和3年10月1日(金)	<ul style="list-style-type: none">・事業の概要及びスケジュール【報告】・実施方針(案)【審議】・要求水準書(概略版案)【報告】・事業者選定方法【審議】
第2回	令和3年12月23日(木)	<ul style="list-style-type: none">・実施方針及び質問応答【報告】・要求水準書(案)【審議】・募集要項(案)【審議】・事業者選定基準書(案)【審議】
第3回	令和4年3月28日(月)	<ul style="list-style-type: none">・公表用資料【審議】・事業費額(設計額)【報告】
第4回	令和4年5月30日(月)	<ul style="list-style-type: none">・応募者の参加資格審査結果【報告】・審査(基礎審査、技術提案審査)の進め方【審議】
第5回	令和4年10月3日(月)	<ul style="list-style-type: none">・基礎審査結果【報告】・技術提案審査【報告及び審議】・技術提案に対する意見【報告及び意見交換】
第6回	令和4年10月25日(火)	<ul style="list-style-type: none">・提案書内容のプレゼンテーション及びヒアリングの実施・意見交換及び採点・審査結果の確認(優先交渉権者の決定)【審議】・審査講評【審議】

第4章 審査手順

1 参加資格確認

本組合は、応募者から提出された参加資格審査申請書を基に、応募者が「応募者の参加資格要件」に示した要件を満たしていることの確認を行った。

2 基礎審査

資格審査を合格した資格審査通過者から提出された提案書類について、提案内容が要求水準書を満足するものであること等の確認を行った。

基礎審査項目は、表3のとおりである。

表3 基礎審査項目

基 礎 審 査 項 目
提出書類の整合確認 ・必要書類がそろっているか。 ・提出書類間の整合が図られているか。 ・提案価格が契約上限金額の範囲内であるか。
提案書類の要求水準確認 ・提案内容が要求水準を満たしているか。

3 総合評価

(1) 技術評価項目及び配点

基礎審査を通過した資格審査通過者から提案された内容に対して、事業者選定委員会は、表4に示す審査項目及び配点に基づき、提案書類に記載された内容について、評価を行った。

(2) 技術評価項目の得点化方法

それぞれの技術評価項目における配点を表5に示す4段階により、各委員が個別に得点化し、各委員が個別に得点化した合計の平均点を技術評価点とした。

なお、技術評価点の算出にあたっては、小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出した。

表4 審査項目及び配点

評価項目		配点	合計
1 事業全体に関する事項	1) 事業計画	5	15
	2) 事業の監視・リスク管理	6	
	3) 地元雇用・地元企業の活用	4	
2 基幹的設備改良工事に関する事項	1) 二酸化炭素排出抑制の取組	4	17
	2) 工程管理	6	
	3) 安全対策	7	
3 長期包括運營業務委託に関する事項	1) 運転管理業務	10	20
	2) 維持管理業務	5	
	3) 環境管理業務	2	
	4) その他	3	
4 業務経営に関する事項	1) 収支計画	8	8
技術評価点			60

表5 得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該評価項目において、特に優れている	配点×1.00
B	AとCの中間程度	配点×0.75
C	当該評価項目において、優れている	配点×0.50
D	当該評価項目において、要求水準を満たす程度	配点×0.25

(3) 提案価格の確認

本組合は、価格提案書に記載された事業期間中の本組合の支払合計額（以下「提案価格」という。）が、契約上限金額を超えていないことを確認した。

(4) 提案価格の得点化方法

契約上限金額を超えていない資格審査通過者の提案価格は、次の算定式により得点化した。

なお、価格評価点は小数点第3位を四捨五入し、小数点以下第2位まで算出した。

$$\text{価格評価点 } P_x = P_a \times A / X$$

P a : 価格評価満点 (40 点)

A : 最低提案価格

X : 資格審査通過者の提案価格

(5) 総合評価値

技術評価点と価格評価点を合計して、総合評価値を算出した。

それぞれの評価点における配点は、表6のとおりである。

表6 総評評価値の配点

評価項目	配点
技術評価点	60
価格評価点	40
総合評価値	100

第5章 優先交渉権者の選定結果

1 参加資格確認

本組合は、令和4年4月6日に応募公告を行い、令和4年5月25日にクボタ環境エンジニアリング株式会社 九州支店の1者から参加資格確認申請書類の申請があった。

本組合は、参加資格確認を行い、令和4年6月8日にクボタ環境エンジニアリング株式会社 九州支店に対して参加資格を有することを書面にて通知した。

なお、事業者選定委員会による審査にあたっては、審査の公平を期すため、提案書類等すべての書類において企業名を伏せ、応募者（サクラ）で識別して評価を行った。

2 提案書類の基礎審査

本組合は、応募者（サクラ）から提案書類の提出を受け、基礎審査を行った。

応募者（サクラ）の提案書類は、基礎審査項目を満たしていることを確認した。

表7 基礎審査の結果

基礎審査項目	応募者 (サクラ)
提出書類の整合確認 ・必要書類がそろっているか。 ・提出書類間の整合が図られているか。 ・提案価格が契約上限金額の範囲内であるか。	合格
提案書類の要求水準確認 ・提案内容が要求水準を満たしているか。	合格

3 技術評価の得点化

事業者選定委員会は、令和4年10月25日に提案書類に関する資格審査通過者による説明（プレゼンテーション）及び委員による提案内容に対する質疑（ヒアリング）を実施し審査を行った。

技術評価項目について、各委員が個別に得点化した合計の平均点を算出し、技術評価の得点化（技術評価点）を行った。

技術評価点の結果は、表8のとおりである。

表8 技術評価点の結果

評価項目	配点	応募者 (サクラ)
1 事業全体に関する事項		
1) 事業計画	5	2.43
2) 事業の監視・リスク管理	6	3.21
3) 地元雇用・地元企業の活用	4	1.86
2 基幹的設備改良工事に関する事項		
1) 二酸化炭素排出抑制の取組	4	2.00
2) 工程管理	6	3.22
3) 安全対策	7	3.39
3 長期包括運營業務委託に関する事項		
1) 運転管理業務	10	5.29
2) 維持管理業務	5	2.61
3) 環境管理業務	2	1.14
4) その他	3	1.50
4 業務経営に関する事項		
1) 収支計画	8	3.89
技術評価点	60	30.54

4 技術評価の講評

それぞれの技術評価項目における提案内容に対する事業者選定委員会の講評は、表9のとおりである。

表9 提案内容に対する講評（1/2）

評 価 項 目	提案内容に対する講評
1 事業全体に関する事項	
1) 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・実施体制における研修等の実施による人材の育成又は経験豊富な人員の配置などについて、提案内容が要求水準を満たしていた。
2) 事業の監視・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理における本事業の監視体制を適切に計画し、想定されるリスクの把握とそれに対する対応策について、具体的な提案が行われていた。
3) 地元雇用・地元企業の活用	<ul style="list-style-type: none"> ・運營業務における地元雇用と地元雇用者の育成について、提案内容が要求水準を満たしていた。
2 基幹的設備改良工事に関する事項	
1) 二酸化炭素排出抑制の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・高効率型電動機を導入することなどで、二酸化炭素排出量削減を実現することを提案が行われていた。
2) 工程管理	<ul style="list-style-type: none"> ・引渡しに向けた工事工程の予実管理及び工事短縮に向けた取組について、具体的な提案が行われていた。
3) 安全対策	<ul style="list-style-type: none"> ・工事期間中における場内の安全対策、周辺環境への騒音対策及び入場車両の安全に配慮した車両動線について、提案内容が要求水準を満たしていた。

表9 提案内容に対する講評（2/2）

評 価 項 目	提案内容に対する講評
3 長期包括運営業務委託に関する事項	
1) 運転管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・計画処理量を上回る許容範囲について、具体的な提案が行われていた。 ・ごみ質変化への運転対応について、具体的な提案が行われていた。
2) 維持管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・業務引継ぎへの取り組み（業務引継体制、準備期間等）について、具体的な提案が行われていた。
3) 環境管理業務	<ul style="list-style-type: none"> ・要求水準を上回る自主管理目標について、具体的な提案が行われていた。
4) その他	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における安定的な処理の確保について、具体的な提案が行われていた。
4 業務経営に関する事項	
1) 収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・社会経済情勢の変化による業務委託料の改定について、具体的な提案が行われていた。 ・運営費の管理、平準化による費用変動対策、長期収支計画などについて、提案内容が要求水準を満たしていた。

5 提案価格の得点化

本組合は、応募者（サクラ）から提案書類に記載された提案価格が契約上限金額の範囲内であることを確認した。

事業者選定委員会は、提案価格に関する得点化を行った。得点化の結果は、表 10 のとおりである。

表 10 価格評価点の結果（税抜き）

項目	契約上限金額	応募者 (サクラ)
計	6,113,181,819 円	6,113,060,000 円
工事費	2,619,000,000 円	2,618,900,000 円
運営費	3,494,181,819 円	3,494,160,000 円
価格評価点	配点 40 点	40 点

6 総合評価値

事業者選定委員会は、応募者（サクラ）の提案内容に対して、総合評価値（技術評価点と価格評価点の合計）を算出し、クボタ環境エンジニアリング株式会社 九州支店を優先交渉権者として選定した。

総合評価値は、表 11 のとおりである。

表 11 総合評価値の結果

項目	配点	応募者 (サクラ)
総合評価値	100 点	70.54 点
技術評価点	60 点	30.54 点
価格評価点	40 点	40 点

第6章 総評

本事業は、基幹的設備改良工事を行うとともに、令和5年度以降の長期包括運營業務委託を行うものであり、本事業への応募はクボタ環境エンジニアリング株式会社九州支店の1者であった。

事業者選定委員会として、当該応募者の提案を厳格に審査した結果、当該応募者を優先交渉権者として選定した。

なお、事業者選定委員会の審議において、以下に示す今後の課題や期待する事項が挙げられた。

- (1) 本事業の実施に際しては、これまでの運営実績等の確認・分析を行い、事業実施の課題等を抽出し、改善に努めること。また、環境問題や社会問題などSDGsの取り組みにも配慮すること。
- (2) 要求水準事項及び提案事項の履行に際しては、具体的な実行内容を提示の上、業務を確実に行うこと。
- (3) 二酸化炭素排出量の削減提案を確実に達成すること。
- (4) 社会的動向など（部品・資材等の納期遅延等）に十分配慮した最適な工程計画及び調達計画を作成し、工期を確実に遵守すること。
- (5) 地元雇用や地元発注については、これまで以上の取り組みに努めること。特に、基幹的設備改良工事の施工に際しても、可能な範囲で地元企業の採用を考慮すること。
- (6) 処理能力については、基幹的設備改良工事による機能回復はもとより、運転管理及び維持管理の改善により、処理能力の回復に努めること。
- (7) 搬入ごみ量に対して、施設の長期使用や経済性を考慮した最適な運転計画を策定し、運転管理を確実に行うこと。
- (8) 社会経済情勢の変化による業務委託料の改定については、根拠を明確に提示した上で、十分に協議すること。
- (9) 本事業終了後も本施設の継続使用に支障が生じないよう適切な維持管理に努めること。

上記の課題や期待する事項について、提案及び契約の公平性を妨げない範囲において、本事業をより良いものとするために十分な協議を行い、真摯な対応に努め、今後の事業期間にわたり質の高い公共サービスを提供するよう期待する。

令和4年11月14日

未来館基幹的設備改良工事及び長期包括運營業務委託事業に係る
伊佐北始良環境管理組合事業者選定委員会
委員長 前田 創之